

## 慶 弔 規 定

公益社団法人 日本近代五種協会

### (目 的)

第1条 本規程は、本協会の関係者に慶事、弔事があった場合の対応について規定する。

### (適 用)

第2条 本規程は、原則として本協会の正会員にのみ適用する。

### (慶弔時の報告)

第3条 本協会の正会員に慶弔時が発生した場合は、関係者から速やかに事務局宛に下記の事項を報告しなければならない。

- 1) 慶弔事の本人名
- 2) 慶弔事の理由
- 3) 慶弔式典等の日程、場所、連絡先、及び責任者名
- 4) 慶弔事本人の住所
- 5) その他必要な事項

### (対 応)

第4条 慶弔時は下記の各号によって対応する。

- 1) 役員の場合・・・・・・・・・・・・・・・・慶弔金1万円、会長名生花、会長名慶弔電報
- 2) その他の正会員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・会長名慶弔電報
2. 慶弔式典の出欠については、事務局長の判断によるものとする。
3. その他必要事項の対応は、事務局長によるものとする。

### (協会内の連絡)

第5条 事務局長が慶弔事発生連絡を受けた場合、遅滞なく役員に連絡しなければならない。また、役員以外でも事務局長が必要と認めた者に対しての連絡も同様とする。

### 付 則

1. 本規定は平成23年4月1日より実施する。